

(別添 7)

臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める科目
(令和 2 年 改正中 1 4 科目)

- 1 病態学
- 2 公衆衛生学
- 3 医用工学概論
- 4 血液検査学
- 5 病理検査学
- 6 尿・糞便等一般検査学
- 7 生化学検査学
- 8 免疫検査学
- 9 遺伝子関連・染色体検査学
- 1 0 輸血・移植検査学
- 1 1 微生物検査学
- 1 2 生理検査学
- 1 3 臨床検査総合管理学
- 1 4 医療安全管理学

⇒変更なし

| 指定科目 | 教科内容 | 基準 |
|------|---|----|
| | III 生理学 1 生理機能 | ◎ |
| | (1) 神経 (2) 筋 (3) 感覚 (4) 運動 (5) 体液 (6) 循環 (7) 呼吸 (8) 消化 (9) 代謝・栄養 (10) 排泄 (11) 体温 (12) 内分泌器系 (13) 生殖 (14) 防御機構 2 学内実習 (1) 循環 (2) 呼吸 (3) 筋 (4) 神経 IV 生化学 1 生体物質の構造と代謝 (1) 糖質 (2) たんぱく質 (3) 脂質 (4) 無機質 (5) 酵素 (6) ビタミン (7) ホルモン (8) 生体色素 (9) 核酸 2 器官の生化学 (1) 血液 (2) 肺 (3) 腎 | ◎ |

| 指定科目 | 教科内容 | 基準 |
|------|--|----|
| | 2 生理活性物質 (1) 神経性アミノ酸 | |
| | (2) 生理活性アミン (3) 生理活性ヌクレオチド・ヌクレオシド (4) 生理活性ペプチド (5) エイコサノイドとその他の脂質メディエーター (6) サイトカインとケモカイン (7) ビタミン 3 生体内情報伝達機構とチャネル・トランスポーター (1) 細胞における情報の受容 (2) 細胞内情報伝達 (3) 遺伝子制御 (4) イオンチャネル (5) トランスポーター (臨床検査の基礎とその疾病との関連に関する科目) VII 病理学 1 器官・組織・細胞の病理学的変化 (1) 病理学の概要 (2) 物質代謝障害 (3) 循環障害 (4) 退行性病変 (5) 炎症 (6) 新生物 2 器官別各種疾患と病理学的変化 (1) 循環器系 (2) 呼吸器系 (3) 消化器系 (4) 内分泌系 (5) 泌尿器系 (6) 生殖器系 (7) 造血器系 (8) 神経系 (9) 感覚器系 (10) 運動器系 (11) 皮膚系 3 学内実習 | ◎ |

| 指定科目 | 教科内容 | 基準 |
|------|---|----|
| | <ul style="list-style-type: none"> (3) 疾患・症状別食事療法 (4) 病院食 (5) 栄養補給法 (6) 健康づくりと食生活 | |
| | <p>X 病態薬理学</p> <p>1 薬物の動態と有効性・安全性</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 臨床薬物動態学 (2) 薬理遺伝学 (3) 薬物相互作用 (4) 薬の有効性と安全性 (5) 薬物療法の個別化－TDM と薬物投与設計 <p>2 器官別薬理と作用機序</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 神経系作用薬 (2) 循環器作用薬 (3) 泌尿器・生殖器作用薬 (4) 免疫・アレルギー・炎症作用薬 (5) 呼吸器作用薬 (6) 消化器作用薬 (7) 感覚器作用薬 (8) ホルモン・内分泌系治療薬 (9) 代謝系作用薬 (10) 抗感染症薬 (11) 抗悪性腫瘍薬 (12) 抗認知症薬 (13) その他 <p>3 薬物と臨床検査</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 臨床検査の測定値に影響を及ぼす薬物 (2) 生理検査に影響を及ぼす薬物 (3) 各種検査に用いられる薬剤 | ◎ |
| | <p>XI 認知症の検査</p> <p>1 認知症検査の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 検査の注意事項 (2) 患者の心理と対応 <p>2 認知機能の評価尺度</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 総合的評価尺度 | ◎ |

| 指定科目 | 教科内容 | 基準 |
|--|--|---|
| | (2) 記憶機能の評価尺度 (3) 言語機能の評価尺度 | |
| | (4) 視空間認知機能の評価尺度 (5) 前頭葉機能の評価尺度 3 行動・心理症状の評価尺度 (1) 総合的評価尺度 (2) 行動症状の評価尺度 (3) 心理症状の評価尺度 4 検査結果の解析と評価 | |
| <p>公衆衛生学 4 単位 (臨地実習の 単位につい ては別に定 める)</p> | <p><教育の目標> 保健・医療・福祉の制度を学び、臨床検査技師として、予防医学、在宅医療、地域包括ケアシステムや多職種連携について学習し、疫学的分析法の理論と技術及び臨床検査との関連について理解するとともに、医療チームの一員としての自覚を養う。</p> <p>1 公衆衛生学 1 公衆衛生の意義 (1) 公衆衛生の定義 (2) 健康・疾病・予防 2 人口統計と健康水準 (1) 健康指標 (2) 人口静態統計 (3) 人口動態統計 (4) 疾病・障害統計 3 疫学と疫学的分析法 (1) 疫学の考え方 (2) 疫学指標 (3) 疫学的分析法 4 環境と健康 (1) 地球環境 (2) 生活環境 (3) 生物環境 (4) 物理環境 (5) 化学環境 (6) 環境のリスク評価 (7) 環境検査法 5 健康の保持増進と予防医学</p> | <p>◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎</p> |

| 指定科目 | 教科内容 | 基準 |
|------|---|--------|
| | (1) 予防医学 (2) 健康保持増進 | ◎ |
| | (3) 主な疾病の予防 (4) 栄養保健 (5) 食品安全及び食品衛生 (6) 母子保健 (7) 学校保健 (8) 成人保健 (9) 高齢者保健 (10) 在宅医療 (11) 精神保健 (12) 産業保健 | ◎ |
| | 6 衛生行政 | ◎ |
| | (1) 衛生行政 (2) 医療制度 (3) 多職種連携とチーム医療 (4) 地域保健（地域包括ケアシステムを含む） (5) 社会保険 (6) 社会福祉 (7) その他 | ◎ ◎ |
| | 7 国際保健 | ◎ |
| | (1) 国際機関・医療協力 (2) 世界の保健状況 | |
| | 8 関係法規 | ◎ |
| | (1) 法律の種類 (2) 臨床検査技師等に関する法律 (3) 医事法規 (4) 薬事法規 (5) 保健衛生法規 (6) 予防衛生法規 (7) 環境衛生法規 (8) 労働衛生法規 (9) 社会保障・福祉関連法規 | |
| | 9 臨地実習* | |
| | II 医学概論 | ◎ |
| | 1 医学概論 | ◎ |

| 指定科目 | 教科内容 | 基準 |
|----------------|---|---|
| | (1) 医学の歴史の変遷 (2) 検査技術の歴史 | |
| | (3) 医療従事者の倫理 (4) 将来の展望 | |
| 医用工学概論 4 単位 | <p data-bbox="411 443 606 477"><教育の目標></p> <p data-bbox="411 488 1225 611">医療分野における工学的手法の基礎と概要及び安全性対策を理解・実践できる能力を養うとともに、医療情報科学の理論と実際を修得する。</p> <p data-bbox="411 678 622 712">I 医用工学概論</p> <p data-bbox="411 723 1018 757">1 臨床検査で用いられる医用工学の基礎と応用</p> <p data-bbox="427 768 699 801">(1) 医用工学の基礎</p> <p data-bbox="427 813 778 846">(2) 臨床検査での医用工学</p> <p data-bbox="411 857 906 891">2 生体検査に使用される医用電子技術</p> <p data-bbox="427 902 555 936">(1) 増幅</p> <p data-bbox="427 947 555 981">(2) 記録</p> <p data-bbox="427 992 555 1025">(3) 電源</p> <p data-bbox="427 1037 730 1070">(4) その他の電子回路</p> <p data-bbox="411 1081 970 1115">3 医用電子機器による生体からの情報収集</p> <p data-bbox="427 1126 619 1160">(1) 生体物性</p> <p data-bbox="427 1171 555 1205">(2) 電極</p> <p data-bbox="427 1216 619 1249">(3) 変換装置</p> <p data-bbox="411 1261 858 1294">4 医用電子機器使用時の安全対策</p> <p data-bbox="427 1305 699 1339">(1) 電撃の人的安全</p> <p data-bbox="427 1350 762 1384">(2) 電気機器の安全基準</p> <p data-bbox="427 1395 778 1429">(3) 施設の電气的安全対策</p> <p data-bbox="411 1440 571 1473">5 学内実習</p> <p data-bbox="427 1485 762 1518">(1) 電子機器の取扱い方</p> <p data-bbox="427 1529 699 1563">(2) 増幅素子の特性</p> <p data-bbox="427 1574 699 1608">(3) 変換装置の特性</p> <p data-bbox="427 1619 730 1653">(4) 増幅器の総合特性</p> <p data-bbox="427 1664 762 1697">(5) 電气的安全性の測定</p> <p data-bbox="411 1843 635 1877">II 検査機器総論</p> <p data-bbox="411 1888 1193 1921">1 臨床検査で使用する共通機器の原理・使用方法と注意事項</p> <p data-bbox="427 1933 619 1966">(1) 秤量装置</p> <p data-bbox="427 1977 619 2011">(2) 分離装置</p> | <p data-bbox="1305 678 1337 712">◎</p> <p data-bbox="1305 723 1337 757">◎</p> <p data-bbox="1305 857 1337 891">◎</p> <p data-bbox="1305 1104 1337 1137">◎</p> <p data-bbox="1305 1305 1337 1339">◎</p> <p data-bbox="1305 1507 1337 1541">◎</p> <p data-bbox="1305 1843 1337 1877">◎</p> <p data-bbox="1305 1888 1337 1921">◎</p> |

| 指定科目 | 教科内容 | 基準 |
|-------------------------|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> (3) 攪拌装置 (4) 恒温装置 (5) 保冷装置 (6) 消毒・滅菌装置 (7) 測光装置 (8) 顕微装置 (9) 写真装置 (10) 電気化学装置 2 各種臨床検査で使用する機器の原理・使用方法と注意事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 血液学的検査用機器 (2) 病理学的検査用機器 (3) 生化学的検査用機器 (4) 輸血・免疫学的検査用機器 (5) 微生物学的検査用機器 (6) 生理学的検査用機器 (7) 遺伝子関連・染色体検査用機器 III 情報科学概論 <ul style="list-style-type: none"> 1 情報の概念と情報収集・処理 <ul style="list-style-type: none"> (1) 情報の概念 (2) 情報収集と情報処理 (3) 電子計算機 2 医療・臨床検査と情報システム <ul style="list-style-type: none"> (1) 臨床検査情報システム (2) 病院情報システム (3) 医療情報システム 3 コンピュータネットワーク <ul style="list-style-type: none"> (1) ネットワークの構成 (2) 通信プロトコール (3) ネットワークのセキュリティ 4 医療情報倫理と医療情報危機管理 <ul style="list-style-type: none"> (1) 個人情報保護 (2) 情報の秘匿・暗号 (3) 情報の一次利用と二次利用 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ |
| 血液検査学 4 単位 (臨地実習の | <教育の目標> 身体の構造、特に疾病時の臓器・組織・細胞等の形態学的検査及び遺伝子関連・染色体検査について、血液学的検査の観点からの | |

| 指定科目 | 教科内容 | 基準 |
|--|--|---|
| | <p>II 寄生虫学</p> <p>1 寄生虫の分類と疾患との関係</p> <p>(1) 寄生虫症の疫学</p> <p>(2) 寄生虫の生活と疾患</p> <p>(3) 寄生虫の生殖と発育</p> <p>2 各種寄生虫の生態・鑑別と疾患との関係</p> <p>(1) 線虫類</p> <p>(2) 吸虫類</p> <p>(3) 条虫類</p> <p>(4) 原虫類</p> <p>(5) 衛生動物</p> <p>3 寄生虫検査法</p> <p>(1) 検査材料の採取と保存</p> <p>(2) 糞便の検査</p> <p>(3) 血液の検査</p> <p>(4) その他の検査</p> <p>4 学内実習</p> <p>(1) 検体の取扱方法</p> <p>(2) 線虫類の検査</p> <p>(3) 吸虫類の検査</p> <p>(4) 条虫類の検査</p> <p>(5) 原虫類の検査</p> <p>(6) その他の検査</p> <p>(7) 検査結果の解析と評価</p> <p>5 臨地実習*</p> | <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> |
| <p>生化学検査学 (免疫検査学と合わせて6単位とする。臨地実習の単位については別に定める)</p> | <p><教育の目標></p> <p>各種生体試料に含まれる成分について、生化学的検査の観点から生物化学的分析の理論と実際を修得し、結果の解析と評価について学習する。<u>持続皮下グルコース測定の原理、手技及び患者接遇について修得し、結果の解析と評価について学修する。</u></p> <p>I 生化学的検査</p> <p>1 生化学的検査の基礎と定量検査法の原理</p> <p>(1) 生化学的検査の基礎</p> <p>(2) 定量検査法の原理</p> <p>(3) 自動分析法</p> <p>2 各種生体物質の測定法と臨床的意義</p> | <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> |

| 指定科目 | 教科内容 | 基準 |
|--|--|---|
| 免疫検査学 （生化学検査学と合わせて6単位とする。臨地実習の単位については別に定める） | <p><教育の目標></p> <p>各種生体試料に含まれる成分について、免疫学的検査の観点から生物化学的分析の理論と実際を修得し、結果の解析と評価について学習する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 免疫の仕組みと生体防御 <ol style="list-style-type: none"> (1) 免疫系による生体防御 (2) 免疫担当器官、組織、細胞 (3) 免疫の成立と調節 (4) 抗原・抗体（免疫グロブリン）・補体 2 免疫と疾患の関わり <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染防御免疫 (2) 腫瘍免疫 (3) 免疫不全症 (4) アレルギー疾患 (5) 自己免疫疾患 (6) 免疫グロブリン異常症 3 免疫学的検査法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 試験管内抗原抗体反応 (2) 生体内抗原抗体反応 (3) 標識抗体法 (4) 免疫化学的定量法 (5) 細胞性免疫機能検査 4 学内実習 <ol style="list-style-type: none"> (1) 免疫検査の基礎技術（検体採取と保存） (2) 免疫化学的定量法 (3) 感染症の検査 (4) 炎症と炎症マーカーの検査 (5) 腫瘍と腫瘍マーカーの検査 (6) 免疫不全症の検査 (7) アレルギー疾患の検査 (8) 自己免疫疾患の検査 (9) 免疫グロブリン異常症の検査 (10) 補体系の検査 (11) 細胞性免疫機能検査 (12) 食細胞機能検査 (13) リンパ球サブセット検査 (14) 検査結果の解析と評価 | <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> |

| 指定科目 | 教科内容 | 基準 |
|--|--|--|
| | (7) 検査結果の解析と評価 6 臨地実習* | ◎ |
| 輸血・移植検査学 4単位 (臨地実習の単位については別に定める) | <p><教育の目標> 病因・生体防御機能のひとつである免疫の仕組みを理解し、輸血、移植、遺伝子関連に関する検査の理論と実際、静脈路への成分採血装置の接続及び操作を修得し、結果の意義及び評価について学習する。</p> <p>1 輸血療法・輸血検査と輸血用血液製剤</p> <p>(1) 輸血療法 (2) 輸血用血液製剤の種類と特性 (3) 赤血球血液型と抗体 (4) 白血球抗原 (5) 血小板抗原</p> <p>2 輸血検査法</p> <p>(1) 血液型の検査 (2) 赤血球不規則抗体とその検査 (3) 自動機器による輸血検査 (カラム凝集法を含む) (4) 血液媒介性感染症の検査 (5) 血小板抗体検査 (6) 輸血副作用・合併症 (7) 自己血輸血 (8) 静脈路への成分採血装置の接続、操作 (9) 輸血用血液製剤の保存と管理 (10) 輸血検査の精度管理</p> <p>3 母児免疫と検査</p> <p>(1) 血液型不適合妊娠とその検査</p> <p>4 臓器・細胞移植医療と免疫反応</p> <p>(1) 移植医療と移植免疫 (2) 造血幹細胞移植 (3) 細胞移植 (4) 臓器移植 (5) その他の移植医療 (6) 拒絶反応と GVHD (7) 免疫抑制療法と後天性免疫不全 (8) 細胞治療と再生医療</p> <p>5 臓器・細胞移植関連検査</p> <p>(1) 移植免疫検査</p> | <p>◎</p> <p>◎</p> <p>追加◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> |

| 指定科目 | 教科内容 | 基準 |
|--|--|----------------------------|
| | (2) 組織適合性検査、HLA タイピング検査 (DNA タイピング) | |
| | <p>(3) 細胞治療・造血幹細胞移植関連検査</p> <p>(4) 臓器移植関連検査</p> <p>6 学内実習</p> <p>(1) 輸血検査の基本技術</p> <p>(2) 赤血球血液型検査 (ABO, RhD 血液型検査)</p> <p>(3) 不規則抗体検査</p> <p>(4) 交差適合試験</p> <p>(5) 直接抗グロブリン試験</p> <p>(6) 抗体解離試験</p> <p>(7) その他の輸血関連検査</p> <p>(8) 単核球・リンパ球の分離・調整法</p> <p>(9) HLA タイピング検査 (DNA タイピング)、</p> <p>(10) 混合リンパ球培養試験</p> <p>(11) その他の移植関連検査</p> <p>(12) 検査結果の解析と評価</p> <p>7 臨地実習*</p> | <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> |
| <p>微生物検査学</p> <p>6 単位</p> <p>(臨地実習の単位については別に定める)</p> | <p><教育の目標></p> <p>微生物の病原性と感染の仕組みを理解し、病原性と遺伝子、感染症治療薬に関する検査の理論と実際を修得し、結果の意義及び評価について学習する。</p> <p>1 細菌の分類・病原性と同定検査・薬剤感受性検査</p> <p>(1) 好気性、通性嫌気性グラム陽性球菌</p> <p>(2) グラム陰性球菌、球桿菌</p> <p>(3) 通性嫌気性グラム陰性桿菌</p> <p>(4) 好気性グラム陰性桿菌</p> <p>(5) 微好気性グラム陰性らせん菌</p> <p>(6) 好気性、通性嫌気性グラム陽性桿菌</p> <p>(7) 偏性嫌気性菌</p> <p>(8) 放線菌</p> <p>(9) 抗酸菌</p> <p>(10) マイコプラズマ</p> <p>(11) リケッチア</p> <p>(12) クラミジア</p> <p>(13) スピロヘータ</p> <p>(14) レプトスピラ</p> <p>2 真菌の分類・病原性と同定検査・薬剤感受性検査</p> | <p>◎</p> <p>◎</p> |

| 指定科目 | 教科内容 | 基準 |
|--|--|-------------------------------------|
| | <p>(1) 真菌の分類</p> <p>(2) 酵母様真菌</p> <p>(3) 糸状菌</p> <p>(4) 二形性真菌</p> <p>3 ウイルスの分類・病原性と検査法</p> <p>(1) ウイルスの構造と形態</p> <p>(2) ウイルスの分類</p> <p>(3) DNA ウイルス</p> <p>(4) RNA ウイルス</p> <p>(5) ウイルス検査法</p> <p>4 学内実習</p> <p>(1) 微生物学的検査の基本操作</p> <p>(2) 染色法と顕微鏡検査</p> <p>(3) 培養環境と培地</p> <p>(4) 検査材料別検査法</p> <p>(5) 細菌の鑑別と同定検査</p> <p>(6) 薬剤感受性検査法</p> <p>(7) 薬剤耐性菌と検査法</p> <p>(8) 抗酸菌検査法</p> <p>(9) 真菌検査法</p> <p>(10) 遺伝子・蛋白検査法</p> <p>(11) 迅速診断技術</p> <p>(12) 精度管理とサーベイランス</p> <p>(13) 検査結果の解析と評価</p> <p>5 臨地実習*</p> | <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> |
| <p>生理検査学 10単位 (臨地実習の 単位について は別に定め る)</p> | <p><教育の目標></p> <p>人体からの生体機能情報を収集するための理論、運動誘発電位検査・体性感覚誘発電位検査に係る電極装着(針電極含む)・脱着、超音波検査における静脈路からの造影剤注入、直腸肛門機能検査、消化管内視鏡検査(組織検体の採取手技を含む)を含む手技及び患者接遇について修得し、結果の解析と評価について学習する。また、外来、病棟、手術室など医療現場における多様なニーズに対応できる技術を修得する。検査時の急変の対応についても学ぶ。</p> <p>1 生理学的検査の役割と測定意義・安全対策・感染対策</p> <p>(1) 検査の目的と技師の役割</p> | <p>◎</p> |

| 指定科目 | 教科内容 | 基準 |
|------|---|--|
| | (2) 検査の注意事項 (3) 患者の心理と対応 (4) 外来、病棟、手術室など医療現場における多様なニーズ (5) 機器の構造と取扱い | ◎ ◎ |
| | (6) 安全対策・感染対策・患者急変時の対応 (7) 手術室などでの生体情報モニタリング 2 循環器系の検査 (1) 心電図 (2) 心音図 (3) 脈管系検査 3 神経・筋系の検査 (1) 脳波 (2) 筋電図 (3) 運動誘発電位検査・体性感覚誘発電位検査 4 呼吸器系の検査 (1) 換気機能検査 (2) 肺胞機能検査 (3) 血液ガス・酸塩基平衡 5 超音波検査 <u>(造影剤注入によるものも含む)</u> (1) 超音波の性質 (2) 臓器別の検査 (3) 画像解析 6 聴力検査・味覚検査・嗅覚検査 7 睡眠時無呼吸症候群検査 8 直腸肛門機能検査 9 消化管内視鏡検査 (組織検体の採取手技を含む) 10 学内実習 (1) 循環器系の検査 (2) 神経・筋系の検査 (3) 呼吸器系の検査 (4) 超音波検査 (5) 聴力検査 (6) 味覚検査 (7) 嗅覚検査 (8) 検査結果の解析と評価 12 臨地実習* | ◎ ◎ ◎ 追加◎ ◎ ◎ ◎ 追加◎ 追加◎ ◎ ◎ |
| | <教育の目標> | |

| 指定科目 | 教科内容 | 基準 |
|------|---|--|
| | (2) 採血行為の範囲 (3) 採血の種類 (4) 採血に際しての注意事項 (5) 採血の部位と手段 (6) 乳幼児の採血 <u>(7) 採血に伴う静脈路確保 (電解質輸液の注入を含む)</u> 3 各種検査等の手技に伴う注意事項・安全管理 <u>(1) 静脈路への成分採血装置の接続並びに操作</u> <u>(2) 運動誘発電位検査・体性感覚誘発電位検査に係る電極装着 (針電極含む)・脱着</u> <u>(3) 超音波検査における静脈路からの造影剤注入</u> <u>(4) 直腸肛門機能検査</u> <u>(5) 持続皮下グルコース測定</u> 4 各種検査における検体採取と注意事項・安全管理 (1) 皮膚表在組織病変部 | ◎ <u>追加◎</u> <u>追加◎</u> <u>追加◎</u> <u>追加◎</u> <u>追加◎</u> <u>追加◎</u> ◎ |
| | (2) 鼻腔拭い液 (3) 咽頭拭い液 (4) 鼻腔吸引液 <u>(5) 喀痰吸引 (気管カニューレ内部からの採取も含む)</u> <u>(6) 消化管内視鏡検査による組織検体の採取</u> 5 学内実習 (1) 採血 (2) 皮膚表在組織病変部からの検体採取 (3) 鼻腔拭い液の採取 (4) 咽頭拭い液の採取 (5) 鼻腔吸引液の採取 <u>(6) 経口、経鼻又は気管カニューレ内部からの喀痰吸引</u> 5 臨地実習* | ◎ <u>追加◎</u> <u>追加◎</u> ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ <u>追加◎</u> ◎ |

< 臨地実習に関する事項 >

I 臨地実習の内容

1 単位数：12単位

- (1) 1単位は養成施設における臨地実習前の技能修得到達度評価（臨地実習に必要な技能・態度を備えていることを確認する実技試験及び指導等）を行うこと。
- (2) 実習時間の3分の2以上は、病院又は診療所において行うこと。
- (3) 3単位以上は、生理学的検査に関する実習を行うこと。

- 2 実習内容：指定規則で定める臨地実習において学生に実施させる行為（別表）を必須とすること。また、指導ガイドラインで定める臨地実習において学生に実施させることが望ましい行為を参考とする。

※以下の項目を見学必須に追加。

・ 消化管内視鏡検査

・ 運動誘発電位検査・体性感覚誘発電位検査

II 臨地実習施設における臨地実習指導者の配置

- 1 臨地実習施設：養成施設は、以下のいずれの要件も満たす臨地実習指導者を1名以上配置する施設であることを確認の上、臨地実習施設とする。ただし、在宅医療、内視鏡検査室で行う実習については、臨地実習指導者を医師又は看護師とすることを妨げないこととする。
 - (1) 各指導内容に対する専門的な知識に優れ、臨床検査技師として5年以上の実務経験を有し、十分な指導能力を有する者。
 - (2) 厚生労働省が定める基準を満たす臨地実習指導者講習会を修了した者であること。

III 養成施設における臨地実習調整者の配置

- 1 養成施設：養成施設は、臨地実習の質の向上を図るため、臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨地実習の進捗管理等を行う者（実習調整者）として、専任教員から1名以上配置すること。

IV 臨地実習に臨む学生の臨地実習前の技能修得到達度評価の実施

- 1 評価内容：指定規則で定める臨地実習前の技能修得到達度評価における評価内容（例）を参考に、臨地実習に必要な技能・態度を備えていることを実技試験等により確認し、必要な指導等を行うこと。